

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																										
175	新 2-301	<p>第20 帰宅困難者への支援</p> <p>20.1 情報の提供等</p> <p>■関係機関からの情報の提供等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>情報の提供 広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報エリアメール等による情報提供 市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 </td> </tr> <tr> <td>鉄道機関</td> <td>情報の提供 広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供 </td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> <td>安否確認手段 の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル（171）のサービス提供 特設公衆電話の設置等 </td> </tr> <tr> <td>各携帯通信事業者</td> <td>安否確認手段 の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言板のサービス提供 </td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等 放送報道機関</td> <td>情報の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況） </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 	市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報エリアメール等による情報提供 市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 	鉄道機関	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供 	東日本電信電話(株)	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル（171）のサービス提供 特設公衆電話の設置等 	各携帯通信事業者	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言板のサービス提供 	ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況） 	<p>第20 帰宅困難者への支援</p> <p>20.1 情報の提供等</p> <p>■関係機関からの情報の提供等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>情報の提供 広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 駅前の大規模ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報エリアメール等による情報提供 市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 </td> </tr> <tr> <td>鉄道機関</td> <td>情報の提供 広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供 </td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> <td>安否確認手段 の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル（171） 特設公衆電話の設置等 </td> </tr> <tr> <td>各携帯通信事業者</td> <td>安否確認手段 の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言板 </td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等 放送報道機関</td> <td>情報の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況） </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 駅前の大規模ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 	市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報エリアメール等による情報提供 市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 	鉄道機関	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供 	東日本電信電話(株)	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル（171） 特設公衆電話の設置等 	各携帯通信事業者	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言板 	ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況） 	・県H25
実施機関	項目	対策内容																																												
県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 																																												
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報エリアメール等による情報提供 市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 																																												
鉄道機関	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供 																																												
東日本電信電話(株)	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル（171）のサービス提供 特設公衆電話の設置等 																																												
各携帯通信事業者	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言板のサービス提供 																																												
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況） 																																												
実施機関	項目	対策内容																																												
県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 駅前の大規模ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 																																												
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報エリアメール等による情報提供 市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 																																												
鉄道機関	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供 																																												
東日本電信電話(株)	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル（171） 特設公衆電話の設置等 																																												
各携帯通信事業者	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言板 																																												
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況） 																																												
176	新 2-301	<p>20.2 一時滞在施設の開設・運営</p> <p style="text-align: center;">【帰宅困難者支援班】</p> <p>市は、県、警察、鉄道事業者等と連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。</p> <p>(1) 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設</p> <p>市は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。</p> <p>一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全</p>	(新規)	・県H25																																										

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>な待機場所であることをわかりやすく表示する。</u></p> <p><u>□一時滞在施設の運営の流れ</u></p> <p><u>① 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認</u></p> <p><u>② 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定</u></p> <p><u>③ 施設利用案内等の掲示</u></p> <p><u>④ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保</u></p> <p><u>⑤ 警察、鉄道事業者等への一時滞在施設の開設報告</u></p>		
177	新 2-302	<p><u>(2) 一時滞在施設への誘導</u></p> <p><u>一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。</u></p> <p><u>また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。</u></p>	(新規)	・ 県H25
178	新 2-302	<p><u>(3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供</u></p> <p><u>一時滞在中施設の管理者は、受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供するための備蓄に努める。</u></p> <p><u>市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報等を、受け入れた帰宅困難者に提供する。</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																														
179	新 2-303	<p>20.3 帰宅活動への支援</p> <p>(1) 帰宅困難な通勤・通学者への支援</p> <p>■支援の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県、市、県バス協会</td> <td>帰宅支援協定に基づく一時休憩所の提供の要請</td> <td>ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</td> </tr> <tr> <td>代替輸送の提供</td> <td>バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>トイレ等の提供</td> <td>トイレ等の提供</td> </tr> <tr> <td>東京電力(株)</td> <td>沿道照明の確保</td> <td>帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所の提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施	鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供	東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給	<p>20.3 帰宅活動への支援</p> <p>(1) 帰宅困難な通勤・通学者への支援</p> <p>■支援の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県、市</td> <td>飲料水、食料の配布</td> <td>避難所において、飲料水、食料の配布</td> </tr> <tr> <td>一時休憩所の提供要請等</td> <td>公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放 ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</td> </tr> <tr> <td>代替輸送の提供</td> <td>バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施</td> </tr> <tr> <td>鉄道機関</td> <td>トイレ等の提供</td> <td>トイレ等の提供</td> </tr> <tr> <td>東京電力(株)</td> <td>沿道照明の確保</td> <td>帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県、市	飲料水、食料の配布	避難所において、飲料水、食料の配布	一時休憩所の提供要請等	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放 ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施	鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供	東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給	<p>・ 県H25</p>
実施機関	項目	対策内容																																
県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所の提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請																																
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施																																
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供																																
東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給																																
実施機関	項目	対策内容																																
県、市	飲料水、食料の配布	避難所において、飲料水、食料の配布																																
	一時休憩所の提供要請等	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放 ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請																																
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施																																
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供																																
東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給																																
180	新 2-303	<p>(2) 帰宅困難な観光客への支援</p> <p>職場や学校といった組織に属さない買い物客、観光客等については、情報・救援物資の提供を受けることが比較的難しいことから、行動の判断が付きにくく、駅周辺での滞留や不安による集団的な混乱を引き起こすことが予想される。</p> <p>また、高齢者、障害者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者等は、避難に時間と支援を要することが多い。</p> <p>そのため、本市は、これら帰宅困難者の安全確保と帰宅行動を支援するため、滞留場所周辺の避難場所や公共施設を、帰宅困難者のため一時滞在施設として開放し、誘導する。その際、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全に避難の誘導や避難の介助を行う。</p> <p><u>一時滞在施設は、可能な限り駅の近くの避難所に設けるものとする。駅の近くに適当な避難所がない場合は、公共施設や民間施設を問わず、事前に指定した施設を一時滞在施設とする。</u></p> <p>なお、一時滞在施設は、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう努める。</p>	<p>(2) 帰宅困難な観光客への支援</p> <p>職場や学校といった組織に属さない買い物客、観光客等については、情報・救援物資の提供を受けることが比較的難しいことから、行動の判断が付きにくく、駅周辺での滞留や不安による集団的な混乱を引き起こすことが予想される。</p> <p>また、高齢者、障害者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者等は、避難に時間と支援を要することが多い。</p> <p>そのため、本市は、これら帰宅困難者の安全確保と帰宅行動を支援するため、滞留場所周辺の避難場所や公共施設を、帰宅困難者のため一時滞在施設として開放し、誘導する。その際、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全に避難の誘導や避難の介助を行う。</p> <p>地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に一時滞在施設の確保に努める。なお、一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、柔軟に安全な施設を確保するとともに、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう努める。</p>	<p>・ 内容の適正化</p>																														

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
181	新 2-314	第3節 救援期における災害応急対策活動 第3 避難所の運営 3.1 避難所の運営管理体制 <u>開設した避難所は、避難所運営マニュアルに基づき運営を行うものとし、主に次のような運営管理体制・手順により運営する。</u>	第3節 救援期における災害応急対策活動 第3 避難所の運営 3.1 避難所の運営管理体制 開設した避難所は、次のような運営管理体制・手順により運営する。	・内容の適正化
182	新 2-317	3.5 避難所の生活環境への配慮 (7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別更衣室、男女別トイレ、女性専用の物干し場及び授乳室等は開設当初から設置できるように努める。 また、女性や子どもに対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室等の場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど安全に配慮する。就寝場所等の巡回警備や防犯ブザーの配布など安全・安心の確保に配慮する。 <u>さらに、女性に対する相談窓口を設置し、女性相談員を配置するなど、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底する。</u>	3.5 避難所の生活環境への配慮 (7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別更衣室、男女別トイレ、女性専用の物干し場及び授乳室等は開設当初から設置できるように努める。 また、女性や子どもに対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室等の場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど安全に配慮する。就寝場所等の巡回警備や防犯ブザーの配布など安全・安心の確保に配慮する。暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底する。	・県H25
183	新 2-322	第4 防疫及び保健衛生 4.2 保健衛生活動 (3) メンタルケア対策 「保健班」は、医師会等の協力を得て、メンタルケアを行う活動チームを編成し、避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。 <u>また、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等へのメンタルケア対策も実施する。</u>	第4 防疫及び保健衛生 4.2 保健衛生活動 (3) メンタルケア対策 「保健班」は、医師会等の協力を得て、メンタルケアを行う活動チームを編成し、避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。	・防災対策推進検討会議最終報告（中央防災会議防災対策推進検討会議 H24.7）
184	新 2-328	第5 廃棄物対策 5.1 災害廃棄物処理 (3) 適正処理が困難な廃棄物の処理	第5 廃棄物対策 5.1 災害廃棄物処理 (3) 適正処理が困難な廃棄物の処理	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>②適正処理が困難な廃棄物の処理</p> <p>ア)アスベスト</p> <p>□アスベストの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成19年8月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。 ・アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「<u>石綿含有廃棄物等の適正処理について</u>」（平成23年3月31日 環境対発第110331001号、環廃産発第110331004号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、<u>適正処理・不法投棄対策室長 通知</u>）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。 	<p>②適正処理が困難な廃棄物の処理</p> <p>ア)アスベスト</p> <p>□アスベストの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成19年8月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。 ・アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（昭和63年7月22日衛産第43号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。 	
185	新 2-332	<p>5.2 一般廃棄物処理</p> <p>(2) し尿処理</p> <p>⑦仮設トイレの撤去</p> <p><u>水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。</u></p>	<p>5.2 一般廃棄物処理</p> <p>(2) し尿処理</p> <p>(新規)</p>	・県H25
186	新 2-334	<p>第6 住宅の確保</p> <p>6.1 被災住宅の応急修理</p> <p>(4) 修理戸数</p> <p>応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。</p> <p>ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取り扱う。</p> <p>なお、被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により修理戸数を引き上げる必要があると認められるときは、埼玉県知</p>	<p>第6 住宅の確保</p> <p>6.1 被災住宅の応急修理</p> <p>(4) 修理戸数</p> <p>応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。</p> <p>ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取り扱う。</p> <p>なお、被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により修理戸数を引き上げる必要があると認められるときは、埼玉県知</p>	・災対法改正

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		事を通じ、 <u>内閣総理大臣</u> の承認を受け戸数を引き上げることができる。	事を通じ、 厚生労働大臣 の承認を受け戸数を引き上げることができる。	
187	新 2-334	(5) 修理の期間 災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。 ただし、大災害等の事由により期間内に修理できない場合は、埼玉県知事を通じ、 <u>内閣総理大臣</u> の承認を受け必要最小限度の期間を延長することができる。	(5) 修理の期間 災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。 ただし、大災害等の事由により期間内に修理できない場合は、埼玉県知事を通じ、 厚生労働大臣 の承認を受け必要最小限度の期間を延長することができる。	・ 災対法改正
188	新 2-335	6.2 応急仮設住宅の設置 【建設・住宅班、管財輸送班、市民班】 応急仮設住宅は、災害発生後の緊急に建設して供与する「 <u>建設仮設住宅</u> 」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「 <u>みなし仮設住宅</u> 」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。 <u>なお、みなし仮設住宅については、「本節 第6 『6.3 既存住宅の活用第』を参照する。</u>	6.2 応急仮設住宅の設置 【建設班、建築・住宅班、管財輸送班、市民班】 (新規)	・ 県H25
189	新 2-338	6.3 既存住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用 ①民間賃貸住宅の確保 「 <u>建設・住宅班</u> 」は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部等の関係団体に対し、震災時の協力について働きかけを行い、 <u>借り上げ(みなし仮設住宅)</u> 又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。	6.3 既存住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用 ①民間賃貸住宅の確保 「 建築・住宅班 」は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部等の関係団体に対し、震災時の協力について働きかけを行い、 <u>賃上げ</u> 又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。	・ 県H25
190	新 2-340	第7 文教・保育対策 7.1 応急教育 【学校教育班、教育財務班、給食班】 地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先とし、 <u>あらかじめ各学校等で定めた学校防災対応マニュアルに基づき対応</u>	第7 文教・保育対策 7.1 応急教育 【学校教育班、教育財務班、給食班】 地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先とするが、 更に、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措	・ 内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		する。更に、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。	置を迅速かつ的確に実施する。	
191	新 2-346	<p>7.4 文化財の保護対策</p> <p>(3) 文化財の応急対策</p> <p>「文化財保護班」は、国、県及び市指定文化財等に被害の発生を確認した場合、また、「都市計画班」は、重要伝統的建造物群保存地区（H11.12.1選定）内の建造物、<u>景観重要建造物等（景観法）</u>及び都市景観重要建築物等（<u>川越市都市景観条例（昭和63年条例第21号）</u>に基づく指定）に被害の発生を確認した場合、次の措置を講ずる。</p> <p>□文化財への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。 ・上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。 ・市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ・移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。 ・重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、<u>景観重要建造物等</u>及び都市景観重要建築物等にあつては、管理者又は所有者が「都市計画班」に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ・早期に自治会や市民団体等と連携する。 	<p>7.4 文化財の保護対策</p> <p>(3) 文化財の応急対策</p> <p>「文化財保護班」は、国、県及び市指定文化財等に被害の発生を確認した場合、また、「都市計画班」は、重要伝統的建造物群保存地区（H11.12.1選定）内の建造物及び都市景観重要建築物等（都市景観条例に基づく指定）に被害の発生を確認した場合、次の措置を講ずる。</p> <p>□文化財への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。 ・上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。 ・市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ・移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。 ・重要伝統的建造物群保存地区内の建造物及び都市景観重要建築物等にあつては、管理者又は所有者が「都市計画班」に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。 ・早期に自治会や市民団体等と連携する。 ・防災施設の管理及び点検を行い、適切な措置を講じる。 	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		・防災施設の管理及び点検を行い、適切な措置を講じる。		
192	新 2-350	<p>9.1 義援金品の募集</p> <p>災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとする。募集にあたっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、本市の広報紙及びホームページ、立看板、ポスターを用いるほか、各種関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。</p> <p>義援品については、「避難所運営班」等を通じて被災者の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行うものとする。<u>その際、小口、混載の義援品の取り扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、受付方針を周知する。</u>また、「福祉班」は、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。</p>	<p>9.1 義援金品の募集</p> <p>災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとする。募集にあたっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、本市の広報紙及びホームページ、立看板、ポスターを用いるほか、各種関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。</p> <p>義援品については、「避難所運営班」等を通じて被災者の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行うものとする。「福祉班」は、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。</p>	・県H25
193	新 2-353	<p>第10 労働力の確保</p> <p>10.2 災害救助法が適用された場合の実施基準</p> <p>(2) 労働力の内容</p> <p>応急救助の実施に必要な労働力の供給は、<u>次の救助のための輸送及び救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・救済用物資の整理分配 ・遺体の搜索 ・遺体の処置 	<p>第10 労働力の確保</p> <p>10.2 災害救助法が適用された場合の実施基準</p> <p>(2) 労働力の内容</p> <p>応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の避難 ・医療及び助産における移送 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・救済用物資の整理分配及び輸送 ・遺体の搜索 ・遺体の処置 	<p>・県H25</p> <p>・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費代償の基準(埼玉県)</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
194	新 2-353	<p>(4) 期間</p> <p>応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、<u>内閣総理大臣</u>の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。</p> <p>また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、<u>内閣総理大臣</u>の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇い上げることができる（特別基準）。</p>	<p>(4) 期間</p> <p>応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。</p> <p>また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇い上げることができる（特別基準）。</p>	・ 災対法改正
195	新 2-359	<p>第3章 震災復旧・復興計画</p> <p>第1節 施設の復旧・復興対策</p> <p>第1 震災復旧計画</p> <p>1.2 震災復旧計画の推進</p> <p>(3) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>①法律に基づく財政援助措置</p> <p>国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。</p> <p>なお、財政援助根拠法令は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・ 公立学校施設災害復旧国庫負担法 ・ 公営住宅法 ・ 土地区画整理法 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 予防接種法 ・ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 	<p>第3章 震災復旧・復興計画</p> <p>第1節 施設の復旧・復興対策</p> <p>第1 震災復旧計画</p> <p>1.2 震災復旧計画の推進</p> <p>(3) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>①法律に基づく財政援助措置</p> <p>国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。</p> <p>なお、財政援助根拠法令は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・ 公立学校施設災害復旧国庫負担法 ・ 公営住宅法 ・ 土地区画整理法 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 予防接種法 ・ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		・水道法		
196	新 2-363	第2節 民生安定のための措置 第1 罹災証明書の発行 1.1 罹災証明書発行の概要 (1) 罹災証明の対象 ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊 ② 流出、床上浸水、床下浸水 ③ 火災による全焼、半焼、水損	第2節 民生安定のための措置 第1 罹災証明書の発行 1.1 罹災証明書発行の概要 (1) 罹災証明の対象 ① 全壊、流出、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水 ④ 火災による全焼、半焼、水損	・内容の適正化
197	新 2-368	第2 被災者の生活確保 2.1 生活相談 被災者の生活再建を支援するため、市役所、 <u>地域防災拠点等</u> において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。	第2 被災者の生活確保 2.1 生活相談 被災者の生活再建を支援するため、市役所、 避難所等 において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。	・内容の適正化
198	新 2-369	(2) 尋ね人相談 被災者の安否確認等の相談に対しては、相談窓口を開設し、次のような対応を実施する。 <u>なお、安否情報の提供にあたっては、個人の情報の保護に十分留意する（「本編 第2章 第3節 第2『2.3 相談の内容』」参照）。</u> ②情報の提供 ・新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用 ・臨時広報等の発行、避難所等への掲示 ・市ホームページの活用 ・東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（171）」、 <u>携帯電話事業者の「災害用伝言板」</u> 等の活用 ・「彩の国災害時伝言板ネットワークシステム」の活用	(2) 尋ね人相談 被災者の安否確認等の相談に対しては、相談窓口を開設し、次のような対応を実施する。 ②情報の提供 ・新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用 ・臨時広報等の発行、避難所等への掲示 ・市ホームページの活用 ・東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（171）」の活用 ・「彩の国災害時伝言板ネットワークシステム」の活用	・県H25
199	新 2-371	2.5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 <u>法に基づく被災者生活再建支援制度（前記2.4）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適</u>	(新規)	・県H26案

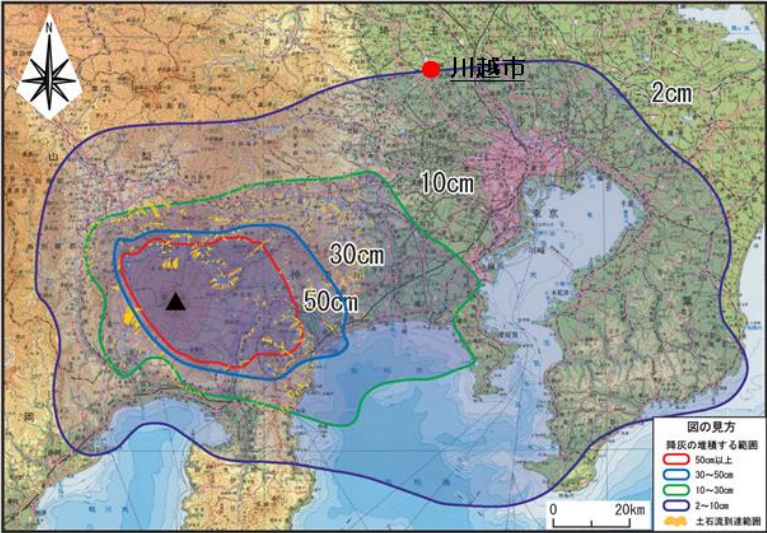
No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由						
		<p>用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。</p> <p><u>このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。</u></p> <p>□制度の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>埼玉県・市町村生活再建支援金</td> <td>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td> </tr> <tr> <td>埼玉県・市町村家賃給付金</td> <td>自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。</td> </tr> <tr> <td>埼玉県・市町村人的相互応援</td> <td>災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。</td> </tr> </table>	埼玉県・市町村生活再建支援金	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。	埼玉県・市町村家賃給付金	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。	埼玉県・市町村人的相互応援	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。		
埼玉県・市町村生活再建支援金	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。									
埼玉県・市町村家賃給付金	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。									
埼玉県・市町村人的相互応援	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。									
200	新 2-376	<p>第3 地域経済の復旧支援</p> <p>3.2 中小企業関係融資</p> <p>《参考》</p> <p>◆埼玉県の措置</p> <p>埼玉県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施する。</p> <p>また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請する。</p> <p>□中小企業関係融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業に対する復興資金の貸付 ・日本政策金融公庫（中小企業事業）の災害復旧貸付 ・日本政策金融公庫（国民生活事業）の災害貸付 ・商工組合中央金庫の貸付 	<p>第3 地域経済の復旧支援</p> <p>3.2 中小企業関係融資</p> <p>《参考》</p> <p>◆埼玉県の措置</p> <p>埼玉県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施する。</p> <p>また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請する。</p> <p>□中小企業関係融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業に対する復興資金の貸付 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間の特例 ・日本政策金融公庫（中小企業事業）の災害復旧貸付 ・日本政策金融公庫（国民生活事業）の災害貸付 ・商工組合中央金庫の貸付 	<p>・小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止</p>						

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																																																																																																																																																																																													
201	新 2-380	<p>第3節 激甚災害の指定</p> <p>第2 特別財政援助額の交付手続等</p> <p>■復旧に伴う財政援助の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">国の財政援助等（根拠法令）</th> </tr> <tr> <th>通常災害</th> <th>激 甚 災 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設災害復旧事業</td> <td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条</td> <td>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項</td> </tr> <tr> <td>公立学校施設災害復旧事業</td> <td>公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>公営住宅災害復旧事業</td> <td>公営住宅法第8条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設災害復旧事業</td> <td>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条</td> <td>同上 第5条</td> </tr> <tr> <td>都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水道）</td> <td>建設省都市局長通達 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生活保護施設災害復旧事業</td> <td>生活保護法第75条</td> <td>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設災害復旧事業</td> <td>児童福祉法第55条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設災害復旧事業</td> <td>老人福祉法第26条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>身体障害者更生援護施設災害復旧事業</td> <td>身体障害者福祉法第37条、37条の2</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>知的障害者援護施設災害復旧事業</td> <td>知的障害者福祉法第25・26条</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設 地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条、第95条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>婦人保護施設等災害復旧事業</td> <td>売春防止法第39条、40条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>感染症指定医療機関災害復旧事業</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条、第62条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>感染症予防事業</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第59条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>堆積土砂排除事業</td> <td>予算補助</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>漏水排除事業</td> <td>同上</td> <td>同上 第3条1項・第10条</td> </tr> <tr> <td>天災による被害農林漁業者等に対する資金融通</td> <td>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条</td> <td>同上 第8条1項</td> </tr> <tr> <td>中小企業信用保険法による災害関係保証</td> <td>中小企業信用保険法第3条</td> <td>同上 第12条</td> </tr> <tr> <td>事業協同組合等施設災害復旧事業</td> <td>—</td> <td>同上 第14条</td> </tr> <tr> <td>公立社会教育施設災害復旧事業</td> <td>—</td> <td>同上 第16条</td> </tr> <tr> <td>私立学校施設災害復旧事業</td> <td>—</td> <td>同上 第17条</td> </tr> <tr> <td>水防資材費</td> <td>—</td> <td>同上 第21条</td> </tr> <tr> <td>罹災者公営住宅建設事業</td> <td>公営住宅法第8条1項</td> <td>同上 第22条</td> </tr> <tr> <td>上水道・簡易水道災害復旧事業</td> <td>水道法 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱</td> <td>予算補助</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設災害復旧事業</td> <td>廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱</td> <td>予算補助</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設災害復旧事業</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>災害清掃費</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>火葬場災害復旧事業</td> <td>予算補助</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関災害復旧事業</td> <td>医療施設等災害復旧費補助金交付要綱</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第7条</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>災害特例債</td> <td>—</td> <td>災害対策基本法102条1項 小災害特例債、歳入欠かん債 災害対策債</td> </tr> <tr> <td>交付税措置</td> <td>地方交付税法第15条、第16条 災害に伴う特別交付税の追加交付 災害に伴う普通交付税の繰上げ交付</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	国の財政援助等（根拠法令）		通常災害	激 甚 災 害	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上 第3条1項	公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条1項	農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上 第5条	都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水道）	建設省都市局長通達 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第55条	同上 第3条1項	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上 第3条1項	身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、37条の2	同上 第3条1項	知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25・26条	—	障害者支援施設 地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条、第95条	同上 第3条1項	婦人保護施設等災害復旧事業	売春防止法第39条、40条	同上 第3条1項	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条、第62条	同上 第3条1項	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第59条	同上 第3条1項	堆積土砂排除事業	予算補助	同上 第3条1項	漏水排除事業	同上	同上 第3条1項・第10条	天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上 第8条1項	中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	同上 第12条	事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条	公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条	私立学校施設災害復旧事業	—	同上 第17条	水防資材費	—	同上 第21条	罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条1項	同上 第22条	上水道・簡易水道災害復旧事業	水道法 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	予算補助	し尿処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	予算補助	ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上	災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上	火葬場災害復旧事業	予算補助	同上	公的医療機関災害復旧事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	同上	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	同上	災害特例債	—	災害対策基本法102条1項 小災害特例債、歳入欠かん債 災害対策債	交付税措置	地方交付税法第15条、第16条 災害に伴う特別交付税の追加交付 災害に伴う普通交付税の繰上げ交付		<p>第3節 激甚災害の指定</p> <p>第2 特別財政援助額の交付手続等</p> <p>■復旧に伴う財政援助の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">国の財政援助等</th> </tr> <tr> <th>通常災害</th> <th>激 甚 災 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設災害復旧事業</td> <td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条</td> <td>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項</td> </tr> <tr> <td>公立学校施設災害復旧事業</td> <td>公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>公営住宅災害復旧事業</td> <td>公営住宅法第8条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設災害復旧事業</td> <td>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条</td> <td>同上 第5条</td> </tr> <tr> <td>都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水道）</td> <td>建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生活保護施設災害復旧事業</td> <td>生活保護法第75条</td> <td>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設災害復旧事業</td> <td>—</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設災害復旧事業</td> <td>老人福祉法第26条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>身体障害者更生援護施設災害復旧事業</td> <td>身体障害者福祉法第37条、37条の2</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>知的障害者援護施設災害復旧事業</td> <td>知的障害者福祉法第25・26条</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>感染症指定医療機関災害復旧事業</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>感染症予防事業</td> <td>—</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>堆積土砂排除事業</td> <td>予算補助</td> <td>同上 第3条1項</td> </tr> <tr> <td>漏水排除事業</td> <td>—</td> <td>同上 第3条1項・第10条</td> </tr> <tr> <td>天災による被害農林漁業者等に対する資金融通</td> <td>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条</td> <td>同上 第8条1項</td> </tr> <tr> <td>中小企業信用保険法による災害関係保証</td> <td>中小企業信用保険法第3条</td> <td>同上 第12条</td> </tr> <tr> <td>中小企業近代化資金等助成法による貸付金</td> <td>小規模企業者等設備導入資金助成法第3条1項</td> <td>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第13条</td> </tr> <tr> <td>事業協同組合等施設災害復旧事業</td> <td>—</td> <td>同上 第14条</td> </tr> <tr> <td>公立社会教育施設災害復旧事業</td> <td>—</td> <td>同上 第16条</td> </tr> <tr> <td>私立学校施設災害復旧事業</td> <td>—</td> <td>同上 第17条</td> </tr> <tr> <td>水防資材費</td> <td>—</td> <td>同上 第21条</td> </tr> <tr> <td>罹災者公営住宅建設事業</td> <td>公営住宅法第8条1項</td> <td>同上 第22条</td> </tr> <tr> <td>上水道・簡易水道災害復旧事業</td> <td>予算補助</td> <td>予算補助</td> </tr> <tr> <td>公共下水道・流域下水道災害復旧事業</td> <td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条</td> <td>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条</td> </tr> <tr> <td>都市下水道災害復旧事業</td> <td>同上</td> <td>同上 第3条</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設災害復旧事業</td> <td>予算補助</td> <td>同上 第3条</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設災害復旧事業</td> <td>同上</td> <td>同上 第3条</td> </tr> <tr> <td>災害清掃費</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条</td> <td>同上 第3条</td> </tr> <tr> <td>火葬場災害復旧事業</td> <td>予算補助</td> <td>同上 第3条</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関災害復旧事業</td> <td>予算補助</td> <td>予算補助</td> </tr> <tr> <td>災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第7条</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>災害特例債</td> <td>—</td> <td>小災害特例債、歳入欠かん債 災害対策債</td> </tr> <tr> <td>交付税措置</td> <td>災害に伴う普通交付税の繰上げ交付</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	国の財政援助等		通常災害	激 甚 災 害	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上 第3条1項	公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条1項	農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上 第5条	都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水道）	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項	児童福祉施設災害復旧事業	—	同上 第3条1項	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上 第3条1項	身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、37条の2	同上 第3条1項	知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25・26条	同上 第3条1項	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上 第3条1項	感染症予防事業	—	同上 第3条1項	堆積土砂排除事業	予算補助	同上 第3条1項	漏水排除事業	—	同上 第3条1項・第10条	天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上 第8条1項	中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	同上 第12条	中小企業近代化資金等助成法による貸付金	小規模企業者等設備導入資金助成法第3条1項	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第13条	事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条	公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条	私立学校施設災害復旧事業	—	同上 第17条	水防資材費	—	同上 第21条	罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条1項	同上 第22条	上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助	公共下水道・流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条	都市下水道災害復旧事業	同上	同上 第3条	し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上 第3条	ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上 第3条	災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上 第3条	火葬場災害復旧事業	予算補助	同上 第3条	公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	同上	災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠かん債 災害対策債	交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付		・内容の適正化
事業名	国の財政援助等（根拠法令）																																																																																																																																																																																																																
	通常災害	激 甚 災 害																																																																																																																																																																																																															
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項																																																																																																																																																																																																															
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上 第5条																																																																																																																																																																																																															
都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水道）	建設省都市局長通達 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—																																																																																																																																																																																																															
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項																																																																																																																																																																																																															
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第55条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、37条の2	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25・26条	—																																																																																																																																																																																																															
障害者支援施設 地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条、第95条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
婦人保護施設等災害復旧事業	売春防止法第39条、40条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条、第62条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第59条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
堆積土砂排除事業	予算補助	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
漏水排除事業	同上	同上 第3条1項・第10条																																																																																																																																																																																																															
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上 第8条1項																																																																																																																																																																																																															
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	同上 第12条																																																																																																																																																																																																															
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条																																																																																																																																																																																																															
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条																																																																																																																																																																																																															
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 第17条																																																																																																																																																																																																															
水防資材費	—	同上 第21条																																																																																																																																																																																																															
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条1項	同上 第22条																																																																																																																																																																																																															
上水道・簡易水道災害復旧事業	水道法 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	予算補助																																																																																																																																																																																																															
し尿処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	予算補助																																																																																																																																																																																																															
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上																																																																																																																																																																																																															
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上																																																																																																																																																																																																															
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上																																																																																																																																																																																																															
公的医療機関災害復旧事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	同上																																																																																																																																																																																																															
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	同上																																																																																																																																																																																																															
災害特例債	—	災害対策基本法102条1項 小災害特例債、歳入欠かん債 災害対策債																																																																																																																																																																																																															
交付税措置	地方交付税法第15条、第16条 災害に伴う特別交付税の追加交付 災害に伴う普通交付税の繰上げ交付																																																																																																																																																																																																																
事業名	国の財政援助等																																																																																																																																																																																																																
	通常災害	激 甚 災 害																																																																																																																																																																																																															
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項																																																																																																																																																																																																															
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上 第5条																																																																																																																																																																																																															
都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水道）	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—																																																																																																																																																																																																															
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項																																																																																																																																																																																																															
児童福祉施設災害復旧事業	—	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、37条の2	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25・26条	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
感染症予防事業	—	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
堆積土砂排除事業	予算補助	同上 第3条1項																																																																																																																																																																																																															
漏水排除事業	—	同上 第3条1項・第10条																																																																																																																																																																																																															
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上 第8条1項																																																																																																																																																																																																															
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	同上 第12条																																																																																																																																																																																																															
中小企業近代化資金等助成法による貸付金	小規模企業者等設備導入資金助成法第3条1項	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第13条																																																																																																																																																																																																															
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条																																																																																																																																																																																																															
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条																																																																																																																																																																																																															
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 第17条																																																																																																																																																																																																															
水防資材費	—	同上 第21条																																																																																																																																																																																																															
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条1項	同上 第22条																																																																																																																																																																																																															
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助																																																																																																																																																																																																															
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条																																																																																																																																																																																																															
都市下水道災害復旧事業	同上	同上 第3条																																																																																																																																																																																																															
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上 第3条																																																																																																																																																																																																															
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上 第3条																																																																																																																																																																																																															
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上 第3条																																																																																																																																																																																																															
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上 第3条																																																																																																																																																																																																															
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助																																																																																																																																																																																																															
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	同上																																																																																																																																																																																																															
災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠かん債 災害対策債																																																																																																																																																																																																															
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付																																																																																																																																																																																																																
202	新 2-383	<p>第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</p> <p>第1節 計画の位置付け</p>	<p>第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</p> <p>第1節 計画の位置付け</p>	・県H25																																																																																																																																																																																																													

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																			
		<p>第1 基本的な考え方</p> <p>③ 計画は、原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、<u>東海地震注意情報が発表</u>されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第1 基本的な考え方</p> <p>③ 計画は、原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、<u>判定会招集の報道が開始</u>されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずるものとする。</p>																																				
203	新 2-385	<p>第3 東海地震に係る発信情報</p> <p>気象庁では、地震学の進歩によって東海地震の前に発生する異常な現象が想定されるようになってきたことにより、その想定シナリオに沿った現象が観測された場合には、地震発生の可能性が高まったことをより早く伝達できるよう、<u>平成23年3月24日</u>に情報体系を修正した。</p> <p>各情報の発表基準及び防災対応は、次に示すとおりである。</p> <p>■東海地震に関連する情報と防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> <th>解除基準</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東海地震に関する調査情報 [カラーレベル 青]</td> <td>定例 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する情報 (定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合等)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報 (1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合等)</td> <td></td> <td>国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]</td> <td>東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2カ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)</td> <td>各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻される。</td> <td>・防災の準備行動がとられる(児童・生徒の帰宅、救助・救急・消防部隊、医療機関関係者等の派遣準備)。 ・気象庁において判定会が開催される。 ・住民に対する適切な広報の実施。</td> </tr> <tr> <td>東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]</td> <td>東海地震が発生する恐れがあると認められた場合 (3カ所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)</td> <td>・警戒宣言の発令。 ・地震災害警戒本部の設置。 ・住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 東海地震に関連する情報は表のように三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震に関する調査情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」となる。</p>	情報名	発表基準	解除基準	防災対応	東海地震に関する調査情報 [カラーレベル 青]	定例 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する情報 (定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合等)			臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報 (1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合等)		国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。	東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2カ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)	各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻される。	・防災の準備行動がとられる(児童・生徒の帰宅、救助・救急・消防部隊、医療機関関係者等の派遣準備)。 ・気象庁において判定会が開催される。 ・住民に対する適切な広報の実施。	東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合 (3カ所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)	・警戒宣言の発令。 ・地震災害警戒本部の設置。 ・住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。		<p>第3 東海地震に係る発信情報</p> <p>気象庁では、地震学の進歩によって東海地震の前に発生する異常な現象が想定されるようになってきたことにより、その想定シナリオに沿った現象が観測された場合には、地震発生の可能性が高まったことをより早く伝達できるよう、<u>平成16年1月15日</u>に情報体系を修正した。</p> <p>各情報の発表基準及び防災対応は、次に示すとおりである。</p> <p>■東海地震に関連する情報と防災対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> <th>解除基準</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震観測情報</td> <td>①東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合 (少なくとも1カ所の歪計で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が発生した場合であっても東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等) ②東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合、安心情報である旨を明記して発表</td> <td></td> <td>国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2カ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)</td> <td>東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、その旨を発表</td> <td>・防災の準備行動がとられる(児童・生徒の帰宅、救助・救急・消防部隊、医療機関関係者等の派遣準備)。 ・気象庁において判定会が開催される。 ・住民に対する適切な広報の実施。</td> </tr> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>東海地震が発生する恐れがあると認められた場合 (3カ所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)</td> <td></td> <td>・警戒宣言の発令。 ・地震災害警戒本部の設置。 ・住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 東海地震に関連する情報は表のように三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震観測情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」となる。</p>	情報名	発表基準	解除基準	防災対応	東海地震観測情報	①東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合 (少なくとも1カ所の歪計で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が発生した場合であっても東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等) ②東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合、安心情報である旨を明記して発表		国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2カ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)	東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、その旨を発表	・防災の準備行動がとられる(児童・生徒の帰宅、救助・救急・消防部隊、医療機関関係者等の派遣準備)。 ・気象庁において判定会が開催される。 ・住民に対する適切な広報の実施。	東海地震予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合 (3カ所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)		・警戒宣言の発令。 ・地震災害警戒本部の設置。 ・住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県H25 ・ 内容の適正化
情報名	発表基準	解除基準	防災対応																																				
東海地震に関する調査情報 [カラーレベル 青]	定例 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する情報 (定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合等)																																						
	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報 (1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合等)		国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。																																				
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2カ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)	各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻される。	・防災の準備行動がとられる(児童・生徒の帰宅、救助・救急・消防部隊、医療機関関係者等の派遣準備)。 ・気象庁において判定会が開催される。 ・住民に対する適切な広報の実施。																																				
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合 (3カ所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)	・警戒宣言の発令。 ・地震災害警戒本部の設置。 ・住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。																																					
情報名	発表基準	解除基準	防災対応																																				
東海地震観測情報	①東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合 (少なくとも1カ所の歪計で有意な変化が観測された場合等、または、顕著な地震活動が発生した場合であっても東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等) ②東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合、安心情報である旨を明記して発表		国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。																																				
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2カ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)	東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、その旨を発表	・防災の準備行動がとられる(児童・生徒の帰宅、救助・救急・消防部隊、医療機関関係者等の派遣準備)。 ・気象庁において判定会が開催される。 ・住民に対する適切な広報の実施。																																				
東海地震予知情報	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合 (3カ所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)		・警戒宣言の発令。 ・地震災害警戒本部の設置。 ・住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。																																				

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
204	新 2-402	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う措置</p> <p>第4 公共輸送対策</p> <p><u>4.2 東武ステーションサービス(株)の措置</u></p> <p><u>東武鉄道（株）「鉄道事業本部防災計画」別添「東海地震に係る警戒宣言に伴う対応措置」に基づき、必要な措置を行う。次にその概要を記す。</u></p> <p><u>(1) 列車運行計画</u></p> <p><u>・警戒宣言発令当日は、現行ダイヤにより、各列車の最高運転速度は45km/hで運転する。なお、これに伴い、列車の遅延が発生した場合には、運転整理により対処する。</u></p> <p><u>・警戒宣言発令翌日以降の運転計画は、各列車の最高運転速度は45km/hとし間引き運転とする。</u></p> <p><u>・警戒宣言発令当日および翌日以降における列車運行の確保については、防災関係諸機関等の協力を得て可能な限り、列車運行を確保することとし、駅等における旅客の混乱および道路混乱による踏切道の支障等が発生し、列車運行が困難となった場合には、列車の運転を中止する。</u></p> <p><u>(2) 関連業務の制限など</u></p> <p><u>警戒宣言が発令され、輸送の混乱を生じるおそれがある場合、または混乱が発生したときは、乗車券類の発売を制限または停止する。</u></p> <p><u>(3) 駅における措置</u></p> <p><u>警戒宣言が発令された場合は、所属長はその職場に対応した防災知識を定め、従業員を指揮して次の任務を遂行する。</u></p> <p><u>①旅客の混乱防止および誘導に関すること</u></p> <p><u>②列車運行および運転事故防止に関すること</u></p> <p><u>③旅客に対する情報伝達に関すること</u></p>	<p>第3節 警戒宣言発令に伴う措置</p> <p>第4 公共輸送対策</p> <p>(新規)</p>	<p>・内容の適正化</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		④警察署および消防署との連絡調整に関すること		
205	新 2-402	4.3 西武鉄道(株)の措置 (略)	4.2 東武鉄道(株)・西武鉄道(株)の措置 (略)	・内容の適正化
206	新 2-418	第4節 市民等のとるべき措置基準 第1 市民のとるべき措置 1.1 平常時 ⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ・飲料水は、市販のミネラルウォーターや水筒、水袋、ポリタンク等に貯水することなどにより、3日分(推奨1週間)程度準備しておく(1人1日分の生命水、約3リットル)。 ・食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。	第4節 市民等のとるべき措置基準 第1 市民のとるべき措置 1.1 平常時 ⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 ・飲料水は、市販のミネラルウォーターや水筒、水袋、ポリタンク等に貯水することなどにより、3日分程度準備しておく(1人1日分の生命水、約3リットル)。 ・食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。	・内容の適正化
207	新 2-424	第5章 火山噴火降灰対策 <u>埼玉県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。</u> <u>富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書(2004年)や富士山火山広域防災検討会報告(2005年)による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、県南で2～10cm程度、全域で2cm程度の降灰が想定される。</u> <u>また、浅間山については、天明3年(1783年)の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。</u> <u>これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。</u>	(新規)	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
208	新 2-425	<p>第1 想定される被害</p> <p>1.1 富士山が噴火した場合</p> <p>富士山が噴火した場合、川越市には最大約2～10cmの降灰堆積の可能性ある。</p>  <p>出典) 富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会）</p>	(新規)	・ 県H25
209	新 2-426	<p>1.2 その他の近隣火山が噴火した場合</p> <p>その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、埼玉県内で数cmの降灰堆積の可能性ある。</p>	(新規)	・ 県H25
210	新 2-426	<p>1.3 基礎知識</p> <p>【降灰とは】</p> <p>細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。</p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>【火山灰の特徴】</p> <p>○<u>粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）</u></p> <p>○<u>マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片</u></p> <p>○<u>亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着</u></p> <p>○<u>水に濡れると硫酸イオン等が溶出</u></p> <p>○<u>乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる</u></p> <p>○<u>硫酸イオンは金属腐食の要因</u></p> <p>○<u>溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する</u></p> <p>○<u>火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い</u></p> <p>○<u>粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる</u></p> <p><u>苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない</u></p> <p><u>珪長質（シリカに富む）マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い</u></p> <p><u>（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）</u></p>		
211	新 2-427	<p>第2 予防・事前対策</p> <p>2.1 火山噴火に関する知識の普及</p> <p>【防災危機管理課】</p> <p><u>火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
212	新 2-427	<p data-bbox="315 172 719 204"><u>2.2 噴火警報・予報、降灰予報</u></p> <p data-bbox="869 220 1099 252" style="text-align: center;"><u>【防災危機管理課】</u></p> <p data-bbox="315 268 1106 347"><u>(1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)</u></p> <p data-bbox="315 363 1106 635">気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報(居住地域)」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報(火口周辺)」で、略称は「火口周辺警報」となる。</p> <p data-bbox="315 699 562 730"><u>(2) 噴火警戒レベル</u></p> <p data-bbox="315 746 1106 1010">火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。</p>	(新規)	<p data-bbox="1957 172 2040 204">・ 県 H25</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域)</td> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺)</td> <td rowspan="2">火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想させる</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れたところまでの火口付近</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td></td> <td>火口内等</td> <td>レベル1 (平常)</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 噴火予報</p> <p>気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。</p> <p>(4) 降灰予報</p> <p>噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3※相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p> <p>※噴火警戒レベル3</p> <p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</p> <p>(5) 火山ガス予報</p>	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想させる	火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	噴火予報		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)		
名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況																									
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態																									
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)																									
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想させる																									
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される																									
噴火予報		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)																									

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</u></p> <p><u>(6) 火山現象に関する情報等</u></p> <p><u>噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</u></p>		
213	新 2-429	<p><u>2.3 事前対策の検討</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【関係各課】</u></p> <p><u>降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。</u></p> <p><u>□検討項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・市民の安全、健康管理等</u> <u>・降灰による空調機器等への影響</u> <u>・視界不良時の交通安全確保</u> <u>・農産物等への被害軽減対策</u> <u>・上下水道施設への影響の軽減対策</u> <u>・降灰処理、火山灰の処分場所</u> 	(新規)	・県H25
214	新 2-429	<p><u>2.4 家庭における備蓄の推進</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【防災危機管理課】</u></p> <p><u>富士山が噴火した場合、高速道路や幹線道路等への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。</u></p>	(新規)	・県H25
215	新 2-430	<p>第3 応急対策</p> <p><u>3.1 情報の収集・伝達</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【本部班、情報収集連絡班、広報班】</u></p> <p><u>降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するために</u></p>	(新規)	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>は、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。</u></p> <p><u>(1) 降灰に関する情報の発信</u></p> <p><u>気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、市は、県に協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、降灰状況を住民等へ周知する。</u></p> <p><u>発信手段は、「第2編 第2章 第2節 第4『4. 2 初動期の広報』」を準用する。</u></p> <p><u>□防災情報システムで取得する情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・噴火警報・予報</u> <u>・火山の状況に関する開設情報</u> <u>・噴火に関する火山観測報</u> <u>・火山に関するお知らせ</u> <p><u>(2) 降灰に関する被害情報の伝達</u></p> <p><u>市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。</u></p> <p><u>また、県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。</u></p> <p><u>□降灰調査項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・降灰の有無・堆積の状況</u> <u>・時刻・降灰の強さ</u> <u>・構成粒子の大きさ</u> <u>・構成粒子の種類・特徴等</u> <u>・堆積物の採取</u> <u>・写真撮影</u> 		

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>・<u>降灰量・降灰の厚さ</u></p> <p>・<u>構成粒子の大きさ</u></p> <p>(3) <u>降灰に伴う取るべき行動の周知</u></p> <p>市は、<u>降灰が予測される場合、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。</u></p> <p><u>□とるべき行動（例）</u></p> <p>○<u>外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。</u></p> <p>○<u>家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。</u></p> <p>○<u>自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリッパに注意する。</u></p>		
216	新 2-431	<p><u>3.2 避難所の開設・運営</u></p> <p><u>【本部班、避難所運営班、学校教育班、上下水道管理班、給水班、医療班、保健班】</u></p> <p>市は、<u>降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、避難所を開設・運営する。なお、避難対策については、「第2編 第2章 第2節 『第12 避難活動』、第2章 第3節 『第3 避難所の運営』」を準用する。</u></p> <p><u>ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。</u></p> <p><u>また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
217	新 2-431	<p><u>3.3 医療救護</u></p> <p><u>【医療班、保健班、消防組合】</u></p> <p><u>医療救護活動については、「第2編 第2章 第2節 『第7 医療救護』」を準用する。</u></p> <p><u>なお、現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。</u></p>	(新規)	・ 県H25
218	新 2-432	<p><u>3.4 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</u></p> <p><u>【交通班、道路班、上下水道管理班、水道復旧班、下水道復旧班、都市ガス事業者、(一社)LPガス協会、東京電力(株)、東日本電信電話】</u></p> <p><u>交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「第2編 第2章 第2節 『第8 交通対策』、『第9 緊急輸送道路の確保』、『第18 ライフラインの応急対策』」を準用する。</u></p> <p><u>また、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。</u></p> <p><u>□他自治体における事例</u></p> <p><u>・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。</u></p> <p><u>雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。</u></p> <p><u>・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。</u></p> <p><u>火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。</u></p> <p><u>・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。</u></p> <p><u>・鉄道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
219	新 2-432	<p><u>3.5 農業者への支援</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【農政班】</u></p> <p><u>農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。</u></p> <p><u>火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。</u></p>	(新規)	・ 県H25
220	新 2-432	<p><u>3.6 降灰の処理</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【廃棄物対策班、環境保全班、道路班】</u></p> <p><u>(1) 火山灰の除去</u></p> <p><u>火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。</u></p> <p><u>民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。</u></p> <p><u>また、道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。</u></p> <p><u>(2) 灰の回収</u></p> <p><u>宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。</u></p> <p><u>市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布するとともに、用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。</u></p> <p><u>また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>(3) 一時仮置き場の設置等</u></p> <p>市は、一時仮置き場の設置を行うとともに、火山灰の利用、処分について検討する。なお、最終処分場の確保が難しい場合は、県に対して広域的な処分を要請する。</p>		
221	新 2-433	<p><u>3.7 広域一時滞在</u></p> <p><u>【本部班、学校教育班、避難所運営班】</u></p> <p>市は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他市町村の住民を受け入れる。</p>	(新規)	・県H25
222	新 2-433	<p><u>3.8 物価の安定、物資の安定供給</u></p> <p><u>【食料・物資調達班、広報班】</u></p> <p>市は、県と協力し、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないよう、市民や事業者に冷静な行動を求める。</p>	(新規)	・県H25
223	新 3-6	<p>第3編 風水害対策計画</p> <p>第1章 風水害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強い都市環境の整備</p> <p>第1 風水害予防計画</p> <p>1.2 河川・下水道の整備</p> <p>(1) 河川整備</p> <p>本市における河川整備の推進は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>準用河川久保川の河川改修を狭山市と協同</u>して推進するとともに、<u>準用河川天の川・古川・今福川</u>の河川改修、普通河川の河川整備に努める。 ・国、県及び関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を推進 	<p>第3編 風水害対策計画</p> <p>第1章 風水害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強い都市環境の整備</p> <p>第1 水害予防計画</p> <p>1.2 河川・下水道の整備</p> <p>(1) 河川整備</p> <p>本市における河川整備の推進は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久保川の河川改修を狭山市と共同して推進するとともに、<u>準用河川及び幹線水路</u>の河川改修、普通河川の河川整備に努める。 ・国、県及び関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を推進する。 	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		する。		
224	新 3-7	<p><u>(4) 内水ハザードマップの活用</u></p> <p><u>近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。</u></p> <p><u>本市は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水はん濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成している。内水被害を軽減するため、内水ハザードマップを住民に周知し、避難経路や避難場所等の確認、土のう設置箇所の検討等への活用を促していく。</u></p>	(新規)	・ 県H25
225	新 3-8	<p><u>1.6 竜巻・突風等対策</u></p> <p>【防災危機管理課、建築指導課、農政課、教育財務課、教育指導課】</p> <p><u>埼玉県内では、平成25年9月に、2度にわたって大きな竜巻災害が発生した。</u></p> <p><u>そのため、本市では、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる必要がある。</u></p>	(新規)	・ 県H25
226	新 3-8	<p><u>(1) 職員及び市民等への知識の普及</u></p> <p><u>竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。</u></p> <p><u>①竜巻の発生、対処に関する知識の普及</u></p> <p><u>市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法、並びに竜巻から身を守る適切な避難行動について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由						
		<p><u>②竜巻注意情報等気象情報の普及</u></p> <p>市は、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度など、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について普及を図る。</p>								
227	新 3-9	<p><u>(2) 被害予防対策</u></p> <p>竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、市は、被害の予防対策を図るとともに、市民等に対して予防対策の普及を図る。</p> <table border="1" data-bbox="376 555 1077 751"> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○重要施設等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策 ○農作物における耐風対策の検討 </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ○屋内における避難場所の確保 </td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>○飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策</td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> ○重要施設等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策 ○農作物における耐風対策の検討 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ○屋内における避難場所の確保 	学校	○飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策	(新規)	・ 県H25
市	<ul style="list-style-type: none"> ○重要施設等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策 ○農作物における耐風対策の検討 									
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ○屋内における避難場所の確保 									
学校	○飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策									
228	新 3-9	<p><u>(3) 活動体制の整備</u></p> <p>竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制、並びに伝達体制を整備し、被害の防止を図る。</p> <p><u>①活動体制の整備</u></p> <p>市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、竜巻注意情報等の発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。</p> <p><u>②住民への情報伝達体制</u></p> <p>事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。</p> <p>防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。</p> <p><u>③目撃情報の活用</u></p> <p>市職員、並びに防災関係機関等から、竜巻等突風の目撃情報を組</p>	(新規)	・ 県H25						

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。</u>		
229	新 3-9	<p><u>(4) 適切な対処法の普及</u></p> <p><u>市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。</u></p> <p><u>市は、竜巻・突風等への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。</u></p> <p><u>□竜巻から命を守るための対処法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・頑丈な建物への避難</u> <u>・窓ガラスから離れる</u> <u>・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む</u> <u>・避難時は飛来物に注意する</u> 	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由						
230	新 3-10	<p>□竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況の時系列的変化</th> <th>対処行動例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 竜巻注意情報発表時 積乱雲が近づく兆しを察知したとき <small>（積乱雲が近づく兆し）</small> 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等 </td> <td> ○空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ○竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ○安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来るに備え、早めの避難開始を心がける。 </td> </tr> <tr> <td> 竜巻の接近を認知したとき <small>（竜巻接近時の特徴）</small> ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーンというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき <small>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</small> </td> <td> 竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 ○屋内 ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 ○屋外 ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>出典) 埼玉県地域防災計画 本編（平成26年3月）</p>	状況の時系列的変化	対処行動例	竜巻注意情報発表時 積乱雲が近づく兆しを察知したとき <small>（積乱雲が近づく兆し）</small> 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	○空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ○竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ○安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来るに備え、早めの避難開始を心がける。	竜巻の接近を認知したとき <small>（竜巻接近時の特徴）</small> ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーンというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき <small>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</small>	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 ○屋内 ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 ○屋外 ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。	(新規)	・県H25
状況の時系列的変化	対処行動例									
竜巻注意情報発表時 積乱雲が近づく兆しを察知したとき <small>（積乱雲が近づく兆し）</small> 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	○空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ○竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ○安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来るに備え、早めの避難開始を心がける。									
竜巻の接近を認知したとき <small>（竜巻接近時の特徴）</small> ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーンというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき <small>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</small>	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 ○屋内 ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 ○屋外 ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。									
231	新 3-12	<p>第2 計画的なまちづくりの推進</p> <p>2.2 地盤災害の予防</p> <p>(1) 危険箇所及び指定区域の状況</p> <p>本市には、土砂災害危険箇所として急傾斜地崩壊危険箇所が3か所ある。</p> <p>これらの箇所はすべて川越台地の東南端の縁に位置している。</p> <p>なお、埼玉県の指定する「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関</p>	<p>第2 計画的なまちづくりの推進</p> <p>2.2 地盤災害の予防</p> <p>(1) 危険箇所及び指定区域の状況</p> <p>本市には、土砂災害危険箇所として急傾斜地崩壊危険箇所が3か所ある。</p> <p>これらの箇所はすべて川越台地の東南端の縁に位置しており、同じ地形条件をもつ台地端の急傾斜地でも、土砂災害の危険性が考えられる。</p> <p>なお、埼玉県の指定する「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関</p>	・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定						

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		する法律」(昭和44年法律第57号、以下「急傾斜地法」)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定は行われていないが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」)に基づく土砂災害警戒区域等の指定が平成26年1月に行われた。	する法律」(昭和44年法律第57号、以下「急傾斜地法」)に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」)に基づく土砂災害警戒区域等の指定は行われていない。	
232	新 3-12	(2) 土砂災害危険箇所における災害対策の推進 本市は、土砂災害危険箇所について、以下の事項に関する警戒避難体制の整備を図る。	(2) 土砂災害危険箇所における災害対策の推進 本市は、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所において、土砂災害から住民の生命を守るため、埼玉県と調整を図りながら、危険箇所における基礎調査の実施等、土砂災害警戒区域等の指定に向けた対策を推進する。 また、本市は、土砂災害危険箇所について、以下の事項に関する警戒避難体制の整備を図る。	・内容の適正化
233	新 3-13	(3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策 本市は、急傾斜地崩壊危険箇所が土砂災害警戒区域等に指定されており、市は、当該区域において、次に示す警戒避難体制の整備等の対策を講ずる。 □土砂災害警戒区域における対策 ・土砂災害警戒区域を含む住民組織や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。 ・土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。	(3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策 本市は、急傾斜地崩壊危険箇所が土砂災害警戒区域等に指定された場合、当該区域において、次に示す警戒避難体制の整備等の対策を講ずる。 □土砂災害警戒区域における対策 ・土砂災害警戒区域を含む住民組織や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。 ・土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。 ・ 土砂災害警戒区域内における災害時要援護者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、災害時要援護者に関する情報(名簿、連絡体制等)を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																		
		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。 ・予報又は警報の発令基準、土砂災害警戒情報を住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。 <p>■土砂災害防止法による区域指定（平成26年1月28日指定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>本市の指定状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域</td> <td>4箇所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	本市の指定状況	土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	6箇所	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域	4箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。 ・予報又は警報の発令基準、土砂災害警戒情報を住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。 <p>■土砂災害防止法による区域指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>本市の指定状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域</td> <td>4箇所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	本市の指定状況	土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	6箇所	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域	4箇所	
区分	内容	本市の指定状況																				
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	6箇所																				
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域	4箇所																				
区分	内容	本市の指定状況																				
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	6箇所																				
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域	4箇所																				

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																												
234	新 3-38	<p>第2章 風水害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制の確立</p> <p>第1 配備体制と動員計画</p> <p>1.1 配備体制</p> <p>■活動体制と配備基準〔風水害対策〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">監視体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合 </td> <td>「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>第1配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合 ・本市に特別警報が発表されたとき </td> <td>「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合</td> <td>「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td>第1配備</td> <td>相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合</td> <td>応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>激甚な災害が発生した場合</td> <td>市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分		配備基準	活動内容	監視体制		<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合 	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。	警戒体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合 ・本市に特別警報が発表されたとき 	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。	第2配備	災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。	非常体制	第1配備	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。	第2配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。	<p>第2章 風水害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制の確立</p> <p>第1 配備体制と動員計画</p> <p>1.1 配備体制</p> <p>■活動体制と配備基準〔風水害対策〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">監視体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合 </td> <td>「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>第1配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合 </td> <td>「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合</td> <td>「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td>第1配備</td> <td>相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合</td> <td>応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>激甚な災害が発生した場合</td> <td>市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分		配備基準	活動内容	監視体制		<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合 	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。	警戒体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合 	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。	第2配備	災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。	非常体制	第1配備	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。	第2配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法改正に伴う配備基準の再検討
体制区分		配備基準	活動内容																																													
監視体制		<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合 	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。																																													
警戒体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合 ・本市に特別警報が発表されたとき 	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。																																													
	第2配備	災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。																																													
非常体制	第1配備	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。																																													
	第2配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。																																													
体制区分		配備基準	活動内容																																													
監視体制		<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合 	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。																																													
警戒体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合 	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。																																													
	第2配備	災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。																																													
非常体制	第1配備	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。																																													
	第2配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。																																													
235	新 3-43	<p>第2節 警戒期における災害応急対策活動</p> <p>第1 風水害に関する情報の収集・伝達</p> <p>1.1 注意報・警報等の情報</p> <p>(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等</p> <p>①対象地域</p> <p><u>気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は一時細分区域（3区域）に区分して発表する。</u></p> <p>本市は、南部（一次細分区域）の南中部（市町村をまとめた地域）に該当する。</p>	<p>第2節 警戒期における災害応急対策活動</p> <p>第1 風水害に関する情報の収集・伝達</p> <p>1.1 注意報・警報等の情報</p> <p>(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等</p> <p>①対象地域</p> <p>気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報、特別警報を発表する。指定する地域は、一次区分として埼玉県内を3つの地域に、二次区分として南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。</p> <p>本市は、南部（一次細分区域）の南中部（二次細分区域）に該当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等の発表方法の変更（気象庁） 																																												

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>■埼玉県の地域細分</p>	<p>■埼玉県の地域細分</p>	
236	新 3-44	<p>②注意報及び警報の種類と発表基準</p> <p>熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準」とおりである。</p> <p>■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準（一次細分区域：南部、市町村をまとめた地域：南中部、二次細分区域：川越市 [平成22年5月22日現在]） (略)</p>	<p>②注意報及び警報の種類と発表基準</p> <p>熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準」とおりである。</p> <p>■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準（一次細分区域：南部、二次細分区域：南中部） (略)</p>	<p>・警報等の発表方法の変更（気象庁）</p>
237	新 3-45	<p>⑤竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	<p>(新規)</p>	<p>・県H25</p>
238	新 3-46	<p>(3) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用</p> <p>熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市町村防災担当課責任者等へ電</p>	<p>(新規)</p>	<p>・県H26案</p>

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																																																																				
		<p>話連絡する。なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。</p> <p>また、市は、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。</p> <p>□熊谷地方気象台から直接連絡する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合 ・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合 <p>①台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合</p> <p>②実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合</p> <p>③特別警報を解除した場合</p> <p>※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。</p>																																																																						
239	新 3-49	<p>1.2 水防情報</p> <p>(1) 水防警報</p> <p>①国土交通大臣の行う水防警報</p> <p>■水防警報の対象となる基準水位標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位標名</th> <th>地先名</th> <th>水防団待機水位 (通報水位) (m)</th> <th>はん濫注意水位 (警戒水位) (m)</th> <th>はん濫危険水位 (危険水位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">荒川</td> <td>熊谷</td> <td>熊谷市榎町</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>5.60</td> </tr> <tr> <td>治水橋</td> <td>さいたま市西区大字飯田新田</td> <td>7.00</td> <td>7.50</td> <td>11.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入間川</td> <td>小ヶ谷</td> <td>川越市大字小ヶ谷</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>菅間</td> <td>川越市大字鹿飼</td> <td>7.00</td> <td>8.00</td> <td>11.80</td> </tr> <tr> <td>小畔川</td> <td>八幡橋</td> <td>川越市大字小堤</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>4.90</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)	荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.60	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	11.10	入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	4.00	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.80	小畔川	八幡橋	川越市大字小堤	3.00	3.50	4.90	<p>1.2 水防情報</p> <p>(1) 水防警報</p> <p>①国土交通大臣の行う水防警報</p> <p>■水防警報の対象となる基準水位標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位標名</th> <th>地先名</th> <th>水防団待機水位 (指定水位) (m)</th> <th>はん濫注意水位 (警戒水位) (m)</th> <th>はん濫危険水位 (危険水位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">荒川</td> <td>熊谷</td> <td>熊谷市榎町</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>5.60</td> </tr> <tr> <td>治水橋</td> <td>さいたま市西区大字飯田新田</td> <td>7.00</td> <td>7.50</td> <td>11.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入間川</td> <td>小ヶ谷</td> <td>川越市大字小ヶ谷</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>菅間</td> <td>川越市大字鹿飼</td> <td>7.00</td> <td>8.00</td> <td>11.80</td> </tr> <tr> <td>小畔川</td> <td>八幡橋</td> <td>川越市大字名細</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>4.90</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)	荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.60	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	11.10	入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	4.00	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.80	小畔川	八幡橋	川越市大字名細	3.00	3.50	4.90	・内容の適正化
河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)																																																																			
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.60																																																																			
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	11.10																																																																			
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	4.00																																																																			
	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.80																																																																			
小畔川	八幡橋	川越市大字小堤	3.00	3.50	4.90																																																																			
河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)																																																																			
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.60																																																																			
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	11.10																																																																			
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	4.00																																																																			
	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.80																																																																			
小畔川	八幡橋	川越市大字名細	3.00	3.50	4.90																																																																			

No	頁	新文書 (案)	旧文書 (現行計画)	修正根拠・理由						
240	新 3-50	<p>(3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統</p> <p>《洪水予報の種別》 <input type="checkbox"/> 荒川水系洪水予報 (荒川: 荒川, 入間: 入間川流域)</p>	<p>(3) 洪水予報及び水防警報の伝達系統</p> <p>《洪水予報の種別》 <input type="checkbox"/> 荒川水系洪水予報 (荒川: 荒川, 入間: 入間川流域)</p>	内容の適正化						
241	新 3-52	<p>1.3 土砂災害警戒情報</p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課】</p> <p>土砂災害警戒情報は、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する情報であり、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害(がけ崩れ等)発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表される。</p> <p>(1) 発表及び解除</p> <p>発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。</p> <table border="1" data-bbox="360 1209 1066 1422"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発表基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合 ○より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合 </td> </tr> <tr> <td>解除基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 ○無降雨状態が長時間続いている場合 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	発表基準	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合 ○より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合 	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 ○無降雨状態が長時間続いている場合 	(新規)	・ 県H25
項目	基準									
発表基準	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合 ○より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合 									
解除基準	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 ○無降雨状態が長時間続いている場合 									

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>(2) 伝達系統</u> <u>伝達系統は、「本節『1.1 注意報・警報等の情報』『(2) 注意報及び警報等の伝達系統』による。</u></p>		
242	新 3-52	<p><u>1.4 竜巻等突風に関する情報の発信</u> <u>【防災危機管理課】</u> <u>市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。また、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう情報の付加等を行う。</u></p> <p><input type="checkbox"/>市町村単位での情報の付加に係る参考</p>		・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>①「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応 (竜巻に関する情報・状況の確認)</p> <p>○ 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。</p> <p>○ なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。</p> <p>②竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）</p> <p>○ 竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。</p> <p>○ 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。</p> <p>○ 竜巻発生確度ナウキャストを用い、本市が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、本市が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。</p> <p>(情報伝達)</p> <p>○ 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。</p> <p>③市内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応</p> <p>(情報伝達)</p> <p>○ 市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本市が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。</p> <p>○ 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（「本編 第1章 第1節 第1『1.6 竜巻・突風対策』『(4)適切な対処法の普及』」の「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。</p> <p>④当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応</p> <p>(情報伝達)</p> <p>○ 市内及び周辺において竜巻の発生したことを本市が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。</p> <p>○ 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（「本編 第1章 第1節 第1『1.6 竜巻・突風対策』『(4)適切な対処法の普及』」の「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。</p>		
243	新 3-63	<p>第3 水防活動・土砂災害対策活動</p> <p>3.6 土砂災害対策活動</p> <p>【本部班、現地調査班、要配慮者支援班、関係各班、水防団】</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報の活用</p>	<p>第3 水防活動・土砂災害対策活動</p> <p>3.6 土砂災害対策活動</p> <p>【本部班、現地調査班、要配慮者支援班、関係各班、水防団】</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報の活用</p>	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>本市域においては、<u>3か所の急傾斜地崩壊危険箇所を有し、また、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域が6箇所、土砂災害特別警戒区域が4箇所指定されており、台風や集中豪雨では崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用する。</u></p>	<p>埼玉県は、熊谷地方気象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生危険度が高まったときに、防災活動や住民の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報の発表を平成19年12月26日から行っている。</p> <p>本市域においては、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はないが、3か所の急傾斜地崩壊危険箇所を有しており、台風や集中豪雨では崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用する。</p>	
244	新 3-66	<p>第4 避難活動</p> <p>4.1 避難勧告又は指示</p> <p>(2) 避難勧告・指示等の発令基準</p> <p>本市に対しては、洪水予報河川である荒川、入間川及び小畔川はもとより、平成18年5月26日に水位情報周知河川に指定された新河岸川についても、はん濫注意水位等の水防情報が伝達される。</p> <p>また、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）の危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報が伝達される。</p> <p>そのため、避難情報の発令に際しては、これら水防情報・土砂災害警戒情報等を参考に判断するものとする。</p> <p>避難勧告、指示等の発令は、<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害対策編）</u>の基準に従い住民等に伝達する。</p> <p>国土交通省大臣又は埼玉県知事は市長の行う避難のための立ち退きの勧告若しくは指示又は屋内退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長に水位情報に係る通知を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>第4 避難活動</p> <p>4.1 避難勧告又は指示</p> <p>(2) 避難勧告・指示等の発令基準</p> <p>本市に対しては、洪水予報河川である荒川、入間川及び小畔川はもとより、平成18年5月26日に水位情報周知河川に指定された新河岸川についても、はん濫注意水位等の水防情報が伝達される。</p> <p>また、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）の危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報が伝達される。</p> <p>そのため、避難情報の発令に際しては、これら水防情報・土砂災害警戒情報等を参考に判断するものとする。</p> <p>避難勧告、指示等の発令は、決の基準に従い住民等に伝達する。</p> <p>国土交通省大臣又は埼玉県知事は市長の行う避難のための立ち退きの勧告若しくは指示又は屋内退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長に水位情報に係る通知を行う。</p> <p>■避難勧告・指示等の発令基準</p> <p>(略)</p>	・内容の適正化

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																								
245	新 3-67	<p>(3) 避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法</p> <p>■避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報 (要配慮者避難情報)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 避難の理由 避難に際しての注意事項 </td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 インターネット テレビ・ラジオ 標識など 口頭伝達 関係機関の広報（消防車等、パトカー） </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難先（避難所等）と経路 避難の理由 その他必要事項 </td> </tr> <tr> <td>屋内待避指示 (屋内での待避等の 安全確保措置)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 待避の理由 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《参考》</p> <p>◆避難準備情報（要配慮者避難情報）</p> <p>災害発生の危険性が高まったときに地方自治体が発する避難勧告等の一つとして、新たに加えられた情報である。この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。</p> <p>◆避難勧告</p> <p>その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促すものである。</p> <p>◆避難指示</p> <p>勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。</p> <p>◆屋内待避指示</p> <p>避難のための立ち退きを行うことにより、かえって居住者等に危険が及ぶ恐れがある場合に、屋内での待避を求めるものである。</p> </div>	区 分	伝達内容	伝達方法	避難準備情報 (要配慮者避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 避難の理由 避難に際しての注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 インターネット テレビ・ラジオ 標識など 口頭伝達 関係機関の広報（消防車等、パトカー） 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 避難先（避難所等）と経路 避難の理由 その他必要事項 	屋内待避指示 (屋内での待避等の 安全確保措置)	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 待避の理由 	<p>(3) 避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法</p> <p>■避難勧告・指示等の伝達内容と伝達方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報 (災害時要援護者に 対する避難情報)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 避難の理由 避難に際しての注意事項 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 インターネット テレビ・ラジオ </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 インターネット、テレビ・ラジオ </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難先（避難所等）と経路 避難の理由 その他必要事項 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 標識など 口頭伝達 関係機関の広報（消防車等、パトカー） </td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《参考》</p> <p>◆避難準備情報（要援護者避難情報）</p> <p>災害発生の危険性が高まったときに地方自治体が発する避難勧告等の一つとして、新たに加えられた情報である。この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。</p> <p>◆避難勧告</p> <p>その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促すものである。</p> <p>◆避難指示</p> <p>勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。</p> </div>	区 分	伝達内容	伝達方法	避難準備情報 (災害時要援護者に 対する避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 避難の理由 避難に際しての注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 インターネット テレビ・ラジオ 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 インターネット、テレビ・ラジオ 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 避難先（避難所等）と経路 避難の理由 その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> 標識など 口頭伝達 関係機関の広報（消防車等、パトカー） 	<ul style="list-style-type: none"> 災対法改正 内容の適正化
区 分	伝達内容	伝達方法																										
避難準備情報 (要配慮者避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 避難の理由 避難に際しての注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 インターネット テレビ・ラジオ 標識など 口頭伝達 関係機関の広報（消防車等、パトカー） 																										
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 																											
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 避難先（避難所等）と経路 避難の理由 その他必要事項 																											
屋内待避指示 (屋内での待避等の 安全確保措置)	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 待避の理由 																											
区 分	伝達内容	伝達方法																										
避難準備情報 (災害時要援護者に 対する避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 避難の理由 避難に際しての注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 インターネット テレビ・ラジオ 																										
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 発令者 対象地域 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 インターネット、テレビ・ラジオ 																										
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 避難先（避難所等）と経路 避難の理由 その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> 標識など 口頭伝達 関係機関の広報（消防車等、パトカー） 																										

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
246	新 3-82	<p>第3節 発災初期における災害応急対策活動</p> <p>第14 要配慮者の安全確保</p> <p>本市は、自治会、自主防災組織等と協力して、災害時において避難情報の入手が困難であったり、自分だけの力では避難が困難であったりするなどの、<u>要配慮者に対する安全の確保及び必要な支援体制を確立する。</u></p>	<p>第3節 発災初期における災害応急対策活動</p> <p>第14 災害時要援護者の安全確保</p> <p>本市は、自治会、自主防災組織等と協力して、災害時において避難情報の入手が困難であったり、自分だけの力では避難が困難であったりするなどの、災害時要援護者に対する安全の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の適正化
247	新 3-83	<p>14.1 高齢者、障害者等の安全確保</p> <p>(1) 避難準備情報等の伝達</p> <p>①浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の在宅の避難行動要支援者への避難情報の伝達</p> <p>市は、防災行政無線（固定系）のほか広報車等を用いて避難準備情報を伝達する。<u>避難支援等関係者は、避難準備情報に従い、避難行動要支援者に対する避難の支援活動を開始する。</u></p> <p>②浸水想定区域の要配慮者関連施設への避難情報の伝達</p> <p>「<u>要配慮者支援班</u>」は、浸水想定区域内にある社会福祉施設等の要配慮者関連施設に対して、避難準備情報等の避難情報をファクシミリ等により伝達する。<u>また、土砂災害の危険が高まっている場合は、土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設に対して同様の手段で避難準備情報を伝達する。</u></p>	<p>14.1 高齢者、障害者等の安全確保</p> <p>(1) 避難準備情報等の伝達</p> <p>①浸水想定区域の在宅の災害時要援護者への避難情報の伝達</p> <p>市は、防災行政無線（固定系）のほかサイレン広報車等を用いて避難準備情報を伝達する。避難支援者は、避難準備情報に従い、災害時要援護者に対する避難の支援活動を開始する。</p> <p>②浸水想定区域の社会福祉施設の災害時要援護者への避難情報の伝達</p> <p>「要援護者支援班」は、浸水想定区域内にある社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設に対して、避難準備情報等の避難情報をファクシミリ等により伝達する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法 ・内容の適正化
248	新 3-83	<p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p><u>市は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。</u></p> <p>① <u>避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。</u></p> <p>② 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者</p>	<p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法改正 ・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。</p> <p>③ 市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>④ 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。</p>		
249	新 3-83	<p>(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。</p> <p>また、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。 ・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。 	(新規)	・ 県 H25
250	新 3-84	<p>(4) 名簿に登載されていない要配慮者の避難支援・安全確保</p> <p>市は、名簿に登載されていない妊産婦や乳幼児等の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。</p> <p>一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うた</p>	(新規)	・ 県 H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		め、主に情報発信に係る支援を実施する。		
251	新 3-100	<p>第4章 雪害対策計画</p> <p><u>埼玉県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。</u></p> <p><u>平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。この大雪に伴い、本市では農業施設への被害等が発生した。</u></p> <p><u>大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後もこのような大雪が頻発するおそれがある。</u></p> <p><u>こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を本計画に定めるものとする。</u></p>	(新規)	・県H26案
252	新 3-101	<p>第1 雪害予防対策</p> <p><u>大量の降雪による被害を低減するため、次の対策を講じる。</u></p> <p><u>1.1 市民等による雪害対策</u></p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課】</p> <p><u>大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。</u></p> <p><u>また、除雪や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、平常時から除雪作業用品の準備・点検を行うとともに、市民自らが一定期間を耐えるための食料や飲料水の備蓄、家屋等の耐雪化を進め、さらに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。</u></p> <p>(1) 市民が行う雪害対策</p>	(新規)	・県H26案

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。</u></p> <p><u>なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。</u></p> <p><u>市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。</u></p> <p><u>(2) 市民との協力体制の確立</u></p> <p><u>積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 地域コミュニティによる支援機能の強化</u></p> <p><u>大雪時には、除雪や高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。</u></p>		
253	新 3-102	<p><u>1. 2 情報通信体制の充実強化</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【防災危機管理課】</u></p> <p><u>(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備</u></p> <p><u>市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。</u></p> <p><u>(2) 市民への伝達及び事前の周知</u></p>	(新規)	・ 県H26 案

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。</u></p> <p><u>市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。</u></p>		
254	新 3-102	<p><u>1.3 避難所の確保</u></p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課、教育財務課】</p> <p><u>市は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。</u></p> <p><u>また、冬季のため、暖房器具や燃料等の確保・調達体制を整備する。</u></p>	(新規)	・ 県H26案
255	新 3-102	<p><u>1.4 建築物の雪害予防</u></p> <p style="text-align: center;">【関係各課】</p> <p><u>市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。</u></p> <p><u>(1) 新設施設等の耐雪構造化</u></p> <p><u>施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 老朽施設の点検及び補修</u></p> <p><u>施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。</u></p> <p><u>(3) 公共建築物への立入禁止措置の検討</u></p>	(新規)	・ 県H26案

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>建築物の設計荷重を上回る積雪があった場合には、建築物が倒壊するおそれがある。そのため、市は、大雪時における公共建築物への立入禁止措置について検討を行うものとする。</u>		
256	新 3-103	<p><u>1.5 道路交通対策</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【道路街路課、道路環境整備課】</u></p> <p><u>(1) 道路交通の確保</u></p> <p>市は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、関係事業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。</p> <p><u>(2) 雪捨て場の事前選定</u></p> <p>運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ関係機関等と協議を行い、発災時における連携を図る。</p> <p><u>(3) 関係機関の連携強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県等との連絡体制をあらかじめ確立する。 ・異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。 	(新規)	・県H26案
257	新 3-103	<p><u>1.6 鉄道等交通対策</u></p> <p><u>【東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、東武ステーションサービス(株)】</u></p> <p>市は、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事</p>	(新規)	・県H26案

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>業者等と連携し、広く市民に周知する。</u>		
258	新 3-104	<p><u>1. 7 ライフライン施設雪害予防</u></p> <p><u>【水道施設課、下水道整備課、下水道維持課、東京電力(株)、都市ガス事業者、(一社)埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】</u></p> <p><u>大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。</u></p> <p><u>ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。</u></p> <p><u>ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。</u></p>	(新規)	・ 県H26 案
259	新 3-104	<p><u>1. 8 農業に係る雪害予防</u></p> <p><u>【農政課】</u></p> <p><u>市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。</u></p>	(新規)	・ 県H26 案
260	新 3-105	<p><u>第2 雪害時の応急活動</u></p> <p><u>大量の降雪により発生した各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。</u></p>	(新規)	・ 県H26 案
261	新 3-105	<p><u>2. 1 情報の収集・伝達・広報</u></p> <p><u>【本部班、情報収集連絡班、広報班、情報処理班】</u></p> <p><u>積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動</u></p>	(新規)	・ 県H26 案

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>を実施する。</p> <p>本事項については 第2編 第2章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』 及び『第4 広報活動』を準用する。</p>		
262	新 3-105	<p>2.2 警備・交通規制</p> <p style="text-align: center;"><u>【交通班、道路班】</u></p> <p>異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。</p> <p>(1) 交通規制</p> <p>①緊急交通規制</p> <p>気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。</p> <p>②除雪作業に伴う交通整理と交通規制</p> <p>道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察署に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた警察署は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。</p> <p>本事項については 第2編 第2章 第2節 『第8 交通対策』を準用する。</p>	(新規)	・ 県H26 案
263	新 3-106	<p>2.3 避難所の開設・運営</p> <p style="text-align: center;"><u>【本部班、避難所運営班、学校教育班】</u></p> <p>大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民等を収</p>	(新規)	・ 県H26 案

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>容するため、市は避難所を開設・運営する。</p> <p><u>気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。</u></p> <p>本事項については 第2編 第2章 第2節 『第12 避難活動』及び 第2章 第3節 『第3 避難所の運営』を準用する。</p>		
264	新 3-106	<p><u>2.4 医療救護</u></p> <p><u>【医療班、保健班、福祉班、消防組合】</u></p> <p><u>積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。</u></p> <p><u>また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。</u></p> <p><u>なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。</u></p> <p>本事項については 第2編 第2章 第2節 『第7 医療救護』を準用する。</p>	(新規)	・ 県H26案
265	新 3-107	<p><u>2.5 道路機能の確保</u></p> <p><u>【交通班、道路班】</u></p> <p><u>市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。</u></p> <p>(1) <u>効率的な除雪</u></p> <p><u>市は、異常な積雪時には、優先除雪道路の交通確保を最優先とし、</u></p>	(新規)	・ 県H26案

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>関係機関及び関係団体等に応援を要請し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行うものとする。また、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。</u></p> <p><u>なお、除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保に配慮する。</u></p> <p><u>さらに、市は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県や警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。</u></p>		
266	新 3-107	<p><u>2.6 ライフラインの確保</u></p> <p><u>【上下水道管理班、ライフライン事業者】</u></p> <p><u>ライフライン事業者は、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。</u></p> <p><u>市は、県と連携し、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。</u></p> <p><u>本事項については</u></p> <p><u>第2編 第2章 第2節 『第18 ライフラインの応急対策』</u></p> <p><u>を準用する。</u></p>	(新規)	・県H26案
267	新 3-107	<p><u>2.7 地域における除雪協力</u></p> <p><u>【自主防災組織】</u></p>	(新規)	・県H26案

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。</p> <p>しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。</p>		
268	新 3-108	<p><u>2.8 農業復旧支援</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【農政班】</u></p> <p>農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。</p>	(新規)	・ 県H26案
269	新 3-109	<p><u>第5章 大規模水害計画</u></p> <p>大規模水害対策については、中央防災会議の「大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）」で検討され、平成24年9月、「首都圏大規模水害対策大綱」が策定された。また、首都圏大規模水害対策協議会では、避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。</p> <p>本市の東部には荒川が流れており、大規模水害が発生することも起こり得る。そのため、本計画を定めるものとする。</p>	(新規)	・ 県H25
270	新 3-110	<p><u>第1 想定される被害</u></p> <p>大規模水害計画の前提及び被害の特徴を次に示す。</p> <p><u>1.1 計画の前提</u></p> <p>(1) 中央防災会議による大規模水害に係る被害想定結果</p> <p>中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会による荒川の洪水氾らん時の浸水想定とそれに伴う被害想定結果は次のとおりである。</p> <p>□各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）</p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由																								
		<p>（条件：ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約550mm/3日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型名</th> <th>想定決壊箇所</th> <th>浸水面積 (km²)</th> <th>浸水区域内 人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①元荒川広域はん濫</td> <td>鴻巣市大芦地先 左岸 70km</td> <td>約 200</td> <td>約 450,000</td> </tr> <tr> <td>②荒川左岸低地はん濫</td> <td>川口市河原町地先 左岸 21km</td> <td>約 170</td> <td>約 1,600,000</td> </tr> <tr> <td>③入間川合流点上流はん濫</td> <td>川島町山ヶ谷戸地先 右岸 53.2km</td> <td>約 39</td> <td>約 70,000</td> </tr> <tr> <td>④荒川右岸低地はん濫</td> <td>北区志茂地先 右岸 21km</td> <td>約 110</td> <td>約 1,200,000</td> </tr> <tr> <td>⑤江東デルタ貯留型はん濫</td> <td>墨田区墨田地先 右岸 10km</td> <td>約 90</td> <td>約 1,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 計画の前提</p> <p>本市は、(1)で想定された箇所の決壊による影響はあまりない。 しかしながら、決壊箇所によっては本市においても大規模水害の発生が皆無とは言えない。 そのため、大規模水害への対応について、本計画に定めるものとする。</p>	類型名	想定決壊箇所	浸水面積 (km ²)	浸水区域内 人口(人)	①元荒川広域はん濫	鴻巣市大芦地先 左岸 70km	約 200	約 450,000	②荒川左岸低地はん濫	川口市河原町地先 左岸 21km	約 170	約 1,600,000	③入間川合流点上流はん濫	川島町山ヶ谷戸地先 右岸 53.2km	約 39	約 70,000	④荒川右岸低地はん濫	北区志茂地先 右岸 21km	約 110	約 1,200,000	⑤江東デルタ貯留型はん濫	墨田区墨田地先 右岸 10km	約 90	約 1,000,000		
類型名	想定決壊箇所	浸水面積 (km ²)	浸水区域内 人口(人)																									
①元荒川広域はん濫	鴻巣市大芦地先 左岸 70km	約 200	約 450,000																									
②荒川左岸低地はん濫	川口市河原町地先 左岸 21km	約 170	約 1,600,000																									
③入間川合流点上流はん濫	川島町山ヶ谷戸地先 右岸 53.2km	約 39	約 70,000																									
④荒川右岸低地はん濫	北区志茂地先 右岸 21km	約 110	約 1,200,000																									
⑤江東デルタ貯留型はん濫	墨田区墨田地先 右岸 10km	約 90	約 1,000,000																									
271	新 3-110	<p>1.2 大規模水害の特徴</p> <p>(1) 広大な浸水地域、深い浸水深 浸水面積や浸水区域内人口が広域かつ大規模な浸水となることも想定される。 また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。</p> <p>(2) 地下空間を通じた浸水区域の拡大 地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。 また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。</p> <p>(3) 浸水による電力等のライフラインの途絶 ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止に</p>	(新規)	・ 県H25																								

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>より使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。</u></p> <p><u>(4) 孤立期間の長期化と生活環境の悪化</u> <u>ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。</u></p> <p><u>(5) 地域によって異なるはん濫流の到達までの時間</u> <u>はん濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等でははん濫流到達までの時間が短い。</u></p>		
272	新 3-112	<p>第2 被害軽減対策</p> <p><u>大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じる。</u></p> <p><u>2.1 適時・的確な避難の実現</u></p> <p><u>【防災危機管理課、関係各課】</u></p> <p><u>荒川については、広域かつ大規模な浸水が想定されており、堤防決壊箇所近傍等でははん濫流到達までの時間が短い、その一方で、はん濫流が到達するまでに数日間を要する地域もある。</u></p> <p><u>大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。</u></p> <p><u>(1) 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析</u> <u>市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。</u></p> <p><u>また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>する時間等を調査・分析する。</u></p> <p><u>(2) 大規模水害リスクに関する情報の普及</u> <u>市は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、</u> <u>想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等</u> <u>により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性</u> <u>など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。</u></p> <p><u>(3) 適時・的確な避難に結びつく情報発信</u> <u>市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、市は、防</u> <u>災関係機関と連携し、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の</u> <u>決壊状況、堤防決壊後に予想されるはん濫拡大の様相、避難ルート</u> <u>や安全な場所等の情報を、様々な情報伝達手段を用いてわかりやす</u> <u>く発信する。</u></p> <p><u>(4) 適時・的確な避難勧告・指示の実施</u> <u>市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間</u> <u>を含めた必要避難時間を把握し、避難勧告・指示の発令基準の改善</u> <u>を図る。</u> <u>また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況</u> <u>等を適宜取得し、適切な避難勧告・指示等の発令のタイミングや対</u> <u>象地域等を検討する。</u></p> <p><u>(5) 域外避難場所・避難所の確保</u> <u>市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用で</u> <u>きなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利</u> <u>用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。</u></p>		

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>(6) 避難支援</u> 市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。 その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。</p> <p><u>(7) 広域避難に向けた検討</u> 市は、市を超える広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。 また、市町村間の避難者受入協定の締結や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。</p> <p><u>(8) 孤立者の救助体制の整備</u> 市は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認及び救助が実施できるよう、防災関係機関との連携体制を整備する。</p> <p><u>(9) 入院患者等の広域受入体制の確保</u> 浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。 市は、川越市医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。</p>		

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
273	新 3-113	<p>2.2 応急対応力の強化と重要機能の確保</p> <p style="text-align: center;"><u>【防災危機管理課、河川課】</u></p> <p><u>大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な防災拠点施設及び排水施設の機能維持を図る。</u></p> <p>(1) <u>堤防決壊後のはん濫情報の収集・分析・共有</u></p> <p><u>市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。</u></p> <p><u>なお、大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(2) <u>防災拠点の浸水危険性の把握</u></p> <p><u>市は、大規模水害時における防災拠点の浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。</u></p> <p><u>また、業務に著しい影響が生じる可能性の高い電源設備、情報通信機器等、停電時の対策を講じる。</u></p> <p>(3) <u>業務継続計画（BCP）の策定及び推進</u></p> <p><u>大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。</u></p>	(新規)	・ 県 H25
274	新 3-114	<p>2.3 地域の大規模水害対応力の強化</p> <p style="text-align: center;"><u>【防災危機管理課、消防組合】</u></p> <p><u>自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。</u></p>	(新規)	・ 県 H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>(1) 避難行動力の向上</u> 市及び消防組合は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。</p> <p><u>(2) 水防活動の的確な実施</u> 市は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。</p> <p><u>(3) 事業継続に有効な建築構造・設備配置</u> 事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や設備配置に努める。</p>		
275	新 3-115	<p><u>2.4 はん濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減</u> <u>【河川課、下水道整備課】</u> 大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい県土を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。 なお、「本編 第1章 第1節 『第1 風水害予防計画』」を準用するほか、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 治水対策の着実な実施</u> 市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理の着実な実施</p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>を関係機関に要請し、水害発生リスクの低減に努める。</u></p> <p>(2) 排水対策の強化</p> <p><u>市は、関係機関と連携し、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、はん濫水の排水時間を検討する。</u></p> <p><u>また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。</u></p> <p>(3) 土地利用誘導による被害軽減</p> <p><u>市は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。</u></p> <p><u>さらに、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。</u></p>		
276	新 3-115	<p><u>2.5 防疫及び水害廃棄物処理対策</u></p> <p><u>【管財課、資源循環推進課、保健予防課、衛生検査課】</u></p> <p><u>大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。</u></p> <p>(1) 水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定</p> <p><u>市は、仮置き場所として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握しておく。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置き場所の必要量などの把握に努める。</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>(2) 広域連携による廃棄物処理</u> 市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。</p> <p>また、<u>水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理の検討に努める。</u></p> <p><u>(3) 衛生環境の確保</u> 市は、県と連携し、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、<u>消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。</u></p> <p><u>(4) 広域連携による衛生環境の確保</u> 市は、県と連携し、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。</p>		
277	新 4-1	<p>第4編 複合災害対策計画 第1 複合災害対策計画</p> <p><u>東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。</u></p> <p><u>このため、市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。</u></p>	(新規)	・県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。		
278	新 4-1	<p><u>1.1 基本方針</u></p> <p><u>複合災害に対応するにあたっての基本的な方針は、次に示すとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 人命救助が第一</u></p> <p><u>人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。</u></p> <p><u>(2) 二次被害の防止</u></p> <p><u>各関係機関の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。</u></p> <p><u>(3) ライフラインの復旧</u></p> <p><u>被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。</u></p>	(新規)	・ 県H25
279	新 4-2	<p><u>1.2 予防・事前対策</u></p> <p><u>【関係各課】</u></p> <p><u>(1) 複合災害に関する防災知識の普及</u></p> <p><u>①複合する可能性のある災害の種類</u></p> <p><u>○地震災害</u></p> <p><u>○風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）</u></p> <p><u>○大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など</u></p> <p><u>②複合災害の対応困難性の分析</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由														
		<p><u>単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>具体的なシナリオ例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">パターン1</td> <td><u>先発災害</u> 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下</td> </tr> <tr> <td><u>後発災害</u> 巨大台風が直撃</td> </tr> <tr> <td><u>影 響</u> 河川はん濫が発生（荒川決壊など）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パターン2</td> <td><u>先発災害</u> 巨大地震の発生</td> </tr> <tr> <td><u>後発災害</u> 復旧・復興活動中（1年以内に巨大台風直撃）</td> </tr> <tr> <td><u>影 響</u> 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パターン3</td> <td><u>地震A'</u> 県内A市で巨大地震発生</td> </tr> <tr> <td><u>地震B'</u> 市内で巨大地震がさらに発生</td> </tr> <tr> <td><u>影 響</u> 市内及び県内対応資源が不足し、対応困難</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 複合災害発生時の被害想定の実施</u></p> <p><u>市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定の実施を検討する。</u></p> <p><u>(3) 防災施設の整備等</u></p> <p><u>複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。</u></p> <p><u>また、市は、複合災害により、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。</u></p> <p><u>(4) 情報連絡体制の整備</u></p> <p><u>市は、防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を共有する体制を整備する。</u></p>	パターン	具体的なシナリオ例	パターン1	<u>先発災害</u> 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下	<u>後発災害</u> 巨大台風が直撃	<u>影 響</u> 河川はん濫が発生（荒川決壊など）	パターン2	<u>先発災害</u> 巨大地震の発生	<u>後発災害</u> 復旧・復興活動中（1年以内に巨大台風直撃）	<u>影 響</u> 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ	パターン3	<u>地震A'</u> 県内A市で巨大地震発生	<u>地震B'</u> 市内で巨大地震がさらに発生	<u>影 響</u> 市内及び県内対応資源が不足し、対応困難		
パターン	具体的なシナリオ例																	
パターン1	<u>先発災害</u> 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下																	
	<u>後発災害</u> 巨大台風が直撃																	
	<u>影 響</u> 河川はん濫が発生（荒川決壊など）																	
パターン2	<u>先発災害</u> 巨大地震の発生																	
	<u>後発災害</u> 復旧・復興活動中（1年以内に巨大台風直撃）																	
	<u>影 響</u> 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ																	
パターン3	<u>地震A'</u> 県内A市で巨大地震発生																	
	<u>地震B'</u> 市内で巨大地震がさらに発生																	
	<u>影 響</u> 市内及び県内対応資源が不足し、対応困難																	

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p>(5) 避難対策 <u>「第2編 第1章 第1節 『第4 安全避難の確保』に準じ、避難対策を行う。」</u></p> <p>(6) 災害医療体制の整備 <u>「第2編 第1章 第2節 『第5 災害時医療体制の整備』に準じ、災害医療体制の整備を行う。」</u></p> <p>(7) 災害時の要配慮者対策 <u>「第2編 第1章 第3節 『第4 要配慮者の安全確保』に準じ、災害時の要配慮者対策を行う。」</u></p> <p>(8) 緊急輸送体制の整備 <u>「第2編 第1章 第2節 『第4 緊急輸送体制の整備』に準じ、緊急輸送体制の整備策を行う。」</u></p>		
280	新 4-3	<p>1.3 応急対策</p> <p style="text-align: center;"><u>【関係各班】</u></p> <p>(1) 情報の収集・伝達 <u>「第2編 第2章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』に準じ、情報の収集・伝達を行う。」</u></p> <p><u>なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。」</u></p> <p>(2) 交通規制</p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。</u></p> <p><u>(3) 道路の修復</u></p> <p><u>豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。</u></p> <p><u>このため、市は、関係機関と連携し、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。</u></p> <p><u>(4) 避難所の再配置</u></p> <p><u>単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。</u></p>		
281	新 4-5	<p><u>第2 最悪事態（シビアコンディション）への対応</u></p> <p><u>地域防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。</u></p> <p><u>しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可</u></p>	(新規)	・ 県 H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<u>能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。</u>		
282	新 4-5	<p><u>2.1 シビアコンディションへの対応</u></p> <p><u>震災対策編は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。</u></p> <p><u>一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。</u></p> <p><u>そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。</u></p>	(新規)	・ 県H25
283	新 4-5	<p><u>2.2 シビアコンディションの共有と取組の実施</u></p> <p><u>本市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。</u></p> <p><u>また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本市が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従</u></p>	(新規)	・ 県H25

No	頁	新文書（案）	旧文書（現行計画）	修正根拠・理由
		<p><u>来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。</u></p> <p><u>このため、本市では科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビア・コンディション」として想定し、対策の方向性を検討する。</u></p>		
284	新 5-24	<p>第5編 事故災害対策計画</p> <p>第4節 放射性物質事故災害対策計画</p> <p>第1 目標</p> <p>（略）</p> <p><u>さらに、埼玉県内には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力施設はなく、本市はP A Z（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね半径5km）やU P Z（緊急防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね半径30km）に含まれていない。</u></p> <p><u>しかしながら、埼玉県の周囲には、東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力発電所が立地している。そのため、市は、県外の原子力発電所における事故が発生した場合に備え、連絡・活動体制、放射線量等の測定体制、問合せ対応窓口の設置等を整備する。</u></p> <p>市は、これらの対策を講ずる場合にあつては、埼玉県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。</p>	<p>第5編 事故災害対策計画</p> <p>第4節 放射性物質事故災害対策計画</p> <p>第1 目標</p> <p>（略）</p> <p>市は、これらの対策を講ずる場合にあつては、埼玉県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。</p>	・ 県H25